

東南アジア・オセアニア地域

税務ニュース 6月号

June 2023 | Volume 22



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2023年5月31時点)	p.1 - 3
インドネシア　　ベトナム　　フィリピン　　マレーシア オーストラリア	
3. セミナー情報	p.3
4. 各国問い合わせ先	p.4

今月のハイライト

- オーストラリア連邦政府財務省は2023年5月9日に2024年の予算案を公表しました。同日以降に開始される“Build to rent”の建設工事に対する各種優遇措置が発表されたほか、グローバルミニマム課税のうち所得合算ルールについては2024年1月1日以降開始事業年度から、軽課税支払ルールについては2025年1月1日以降開始事業年度から導入されることが明らかになりました。また、自国内ミニマム課税制度についても2024年1月1日以降開始事業年度から導入されることが明らかになっています。
- マレーシアでは2023年5月29日に移転価格に関する2つの規則が施行されました。今回の規則により、独立企業間レンジの定義の厳格化や移転価格文書に記載すべき項目の追加、同時文書化義務の明確化が行われました。また、マレーシアとの間に租税条約を有する国との事前確認(APA)については、二国間または多国間のAPAのみ申請できる(ユニラテラル APAは申請できない)ことになりました。
- インドネシア政府は2023年3月6日に規則GR-12を発行し、「Nusantara」と命名される首都(Ibu Kota Negara bernama Nusantara／IKN)プロジェクトのため、法人所得税の減税措置をはじめとした各種優遇措置が提供されることになりました。

各国税務ニュース(2023年5月31日時点)

インドネシア

IKNの企業向け優遇措置

2023年3月6日、政府は規則GR-12を発行し、「Nusantara」と命名される首都(Ibu Kota Negara bernama Nusantara:IKN)のプロジェクトのための優遇措置を提供します。これらの優遇措置はIKN法のもとで導入され、2023年3月6日に公布・発効しています。

自動車以外の物品に対する奢侈品販売税 - 最新情報

2023年3月1日、財務大臣(MoF)はPMK-96の更新として物品(自動車を除く)に係る奢侈品販売税(LST)に関する規則No.PMK-15を発行しました。

国内個人納税者のための新しいロイヤリティ源泉徴収税率

2023年3月16日、国税総局は特定の国内個人納税者(Wajib Pajak Orang Pribadi Dalam Negeri: WPOP DN)が受領・獲得するロイヤリティ所得に対する第23条源泉徴収税(WHT)に関するPER-1を発行しました。

バッテリー式電気自動車の販売に対する税制優遇措置

2023年3月29日、財務大臣(MoF)はPMK-38を発行し、特定のバッテリー式電気自動車(Kendaraan Bermotor Listrik Berbasis Baterai: KBLBB)の販売に対する付加価値税(VAT)の優遇措置を導入することを発表しました。PMK-38では、2023年4月から12月まで、特定のバッテリー式電気自動車の購入にかかる付加価値税を一部「政府が負担」することになります。

債権者による差し押された資産の買い手への引き渡しに係るVAT

財務大臣は、債権者が差し押された資産を買い手に引き渡す際の付加価値税(VAT)の賦課に関するGR-44を実施するため、PMK-41を公布しました。PMK-41は2023年5月1日に発効します。

ベトナム



個人情報保護に関する政令の公表(Decree 13/2023)

5月号でご案内したとおり、ベトナム政府は4月17日、同国初の包括的な個人情報保護法である「個人情報保護に関する政令」(Decree 13/2023/ND-CP)を公表しました。日本語版のニュースブリーフをリンク先に公表しています。施行日である2023年7月1日に向けて、早急に対応を行うことが求められます。

フィリピン



VATルールの一部改正に伴うVATゼロ事前申請の不要

内国歳入庁(BIR)は2023年4月27日にVATルールの一部改正に関する歳入規則(RR No. 3-2023)を公表しました。投資促進機関に登録する輸出型企業のVATインセンティブに関連して、昨年来要求されていたサプライヤーによるVATゼロレート適用のためのBIRへの事前申請が今後は不要になることが規定されています。

マレーシア



5月のマレーシア税制アップデート

2023年5月29日に、移転価格税制に関する以下の2つの規則が施行されました。これらはマレーシアの移転価格の実務に大きく影響する改正となります。

(1) 2023年所得税(移転価格)規則(Income Tax <Transfer Pricing> Rules 2023)

本規則は、2023課税年度(3月決算の会社であれば2023年3月期、12月決算の会社であれば2023年12月期)から適用されます。主な改正事項は以下のとおりです。

- 独立企業間価格レンジが、従前のガイドラインでは25パーセンタイルから75パーセンタイルが指標とされていたところ、比較対象データの上位37.5パーセンタイルから62.5パーセンタイルの間に位置する数値のレンジまたは単一の数値と定義されました。したがって、原則として、納税者の実績値が比較対象の数値の上位37.5パーセンタイルから62.5パーセンタイルの間に位置する場合には独立企業間価格であると認められる一方で、このレンジを外れた場合には独立企業間価格と認められることになります。また、後者の場合、内国歳入庁長官は原則として中央値(median)に調整することができます。
- 移転価格文書に記載すべき項目が追加され、特に企業グループ全体に関わる記載内容が増えています。具体的には、マレーシアの事業に関連する企業グループの事業、無形資産、財務活動などであり、概ね親会社のマスターファイルに記載される内容と重なります。
- 「同時文書化」の定義が変更され、2023課税年度以降の各年度においては、法人税の申告期限前に移転価格文書を作成する必要性が明確化されました。また、移転価格文書には文書の完成日を記載する必要があります。

(2) 2023 年所得税(事前確認)規則 (Income Tax <Advance Pricing Arrangement> Rules 2023)

本規則は 2023 年 5 月 29 日より即時適用されます。主な改正事項は以下のとおりです。

- マレーシアとの間に租税条約を有する国との事前確認(APA)については、二国間または多国間の APA のみ申請できることになります(ユニラテラルの APA は申請できません)。

オーストラリア Monthly Tax Update May



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 国別報告情報の公開に関する法案
- 低税率国・地域における無形資産に関する控除を否認する法案
- 連邦予算案(大企業と投資、石油資源利用税、グローバル税^(*)、中小企業、雇用税、個人税と年金、その他の税制措置、以前に発表されたが制定されていない税制改正案)

^(*) 経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するため、OECD／G20 の第 2 の柱が導入され(グローバルミニマム課税および自国内ミニマム課税制度)、大規模多国籍企業に対して適用されます。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【オーストラリア】税務セミナー：税制改正と予算案概要について

Jim Chalmers 財務大臣は 5 月 9 日に 政権発足後 2 回目の連邦政府予算案を発表しました。2022 年 10 月の予算案で発表された過少資本税制、無形資産の低・無税率国での保有に伴うオーストラリアでの損金不算入、税務情報の一般開示については本年 3 月に草案が発表され、コンサルテーションのプロセスが進んでいます。

PwC オーストラリアの日本企業部では、上記の草案と 5 月 9 日の連邦政府予算案で発表された税制改正案について、日本企業に影響のある税制改正を掘り下げて解説しました。

※ 競合企業の方のご登録はご遠慮ください。

配信期間：2023 年 5 月 15 日(木)～11 月末日

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク： https://event.webcasts.com/viewer/event.jsp?ei=1607765&tp_key=39c02f6ed4

保険マイクロラーニングシリーズ The Future of Insurance 2023 ——保険×エネルギー：

脱炭素化とエネルギーの安定供給の実現に向けて

保険業界を取り巻く世の中の動きや業界の課題をトピックごとに 5 分前後の短時間で解説し、忙しいビジネスパーソンの方でも隙間時間を使って要点を押さえられるようなコンテンツとなっています。

エネルギー業界は国民生活・産業インフラの中心であり、ひとたびエネルギーの「安定供給」が滞れば、私たちの生活や企業活動に重大な影響が及びます。2023 年 6 月 13 日配信開始の「保険マイクロラーニングシリーズ The Future of Insurance 2023」第 4 回は、日本のエネルギー・トランジションと、脱炭素化・エネルギーの安定供給の両立に向けた取り組みについて考えます。

配信期間：2023 年 6 月 13 日(火)～

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク： <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1230126.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、青木 一憲(金融)、本間 稔(移転価格)、田中 文人

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、
石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、木村 洋平
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小山 誠祐、小暮 寛之
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、大川 恵津子
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(ジャパンデスク 税務統括)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.